

3 発達障害者の支援について

(1) 発達障害者支援法の成立

発達障害者対策については、自閉症・発達障害支援センターを中心に発達障害者に対する支援に取り組んできたところであるが、今般、発達障害に対する国民の理解を促すとともに、発達障害者に対する包括的な支援体制の構築を図るため、先の臨時国会において、議員立法により「発達障害者支援法」が、平成16年12月3日に成立したところである。(平成17年4月1日施行)

同法の内容としては、

- ① 早期の発見・発達支援から教育・就労・地域での生活といった一貫した支援
 - ② 発達障害者支援センターの全国的整備
 - ③ 発達障害者支援を担う人材の育成
- 等が盛り込まれているところである。

施行のために必要な政令は3月中に公布し、施行通知は4月1日付けで発出する予定である。

今後は、新しい法律の趣旨を踏まえ、次のような発達障害者の支援に積極的に取り組んでいくこととしているので、了知されるとともに、関係者等への周知方をお願いしたい。

(2) 発達障害者支援体制整備事業

発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、都道府県・指定都市に発達障害の検討委員会を設置するとともに、圏域において個別の支援計画の作成等、支援の体制整備をモデル的に実施することとしている。

本事業に係る実施要綱については、以下の内容で検討しており、別途お知らせする予定である。予算案では全ての都道府県・指定都市で実施できることとしているので、積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、本事業は文部科学省の実施する「特別支援教育体制推進事業」と協働して実施することとしているので、都道府県や圏域等においても、実施に当たっては教育委員会と一体的な取り組みをお願いしたい。

事業の実施に当たっては、社会福祉法人や NPO 法人等の活用も含めて、地域の実

情に応じた取り組みを検討していただきたい。

発達障害者支援体制整備事業実施要綱（案）

1 目的

発達障害者支援体制整備事業（以下「支援事業」という。）は、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児（者）について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図り、もって発達障害児（者）の福祉の向上を図るものである。

2 実施主体

支援事業の実施主体は、3の（1）の事業については、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）、3の（2）及び（3）の事業については、指定都市及び市町村とする。

ただし、事業の全部又は一部を、社会福祉法人及び特定非営利活動法人（NPO法人）等（以下「社会福祉法人等」という。）であって、適切な事業運営ができると認められるものに委託することができるものとする。

この場合、単独の社会福祉法人等で十分な事業内容を実施することができない場合には、社会福祉法人等は、実施主体である都道府県等又は市町村の承認を得て、事業の一部について、他の社会福祉法人等に委託することができる。

なお、社会福祉法人等が、他の社会福祉法人等に事業の一部を委託した場合には、委託先の社会福祉法人等との連携を密にし、一体的に事業に取り組むものとする。

また、実施主体は、委託先に定期的な報告を求めること。

3 事業の内容

支援事業は、都道府県等支援体制整備事業、圏域支援体制整備事業及び発達・相談支援等モデル事業とする。

（1）都道府県等支援体制整備事業

ア 趣旨

都道府県等支援体制整備事業は、都道府県等が圏域での支援体制整備の実態を把握した上で、今後の都道府県等の発達障害者支援のあり方を検討すること

等により、乳幼児期から成人期までの一貫した、発達障害児（者）の支援体制の整備を図ることを目的とする。

イ 実施内容

(ア) 「発達障害者支援体制整備検討委員会」の設置

各都道府県等における発達障害者の実態把握、都道府県支援計画の作成、今後の支援体制整備（モデル事業を実施していない他圏域を含む。）等について検討することを目的とした、医療、保健、福祉、教育及び労働の関係部局、大学、当事者団体、親の会、NPO法人、発達障害者支援センターの管理責任者等の関係者等からなる「発達障害者支援体制整備検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置するものとし、その実施に当たっては、文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」の「広域特別支援連携協議会」と連携すること。

(イ) 委員会の役割

委員会では、県内のニーズや体制整備の状況等を勘案し、(2)の圏域支援体制整備事業を実施する圏域（障害保健福祉圏域等）を指定することとする。

実施圏域を指定するに際しては、文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」のLD、ADHD等推進地域との関係も考慮し、また、管内のニーズ等を勘案した上で、積極的な事業展開が期待される圏域とするよう努めること。

圏域で実施した成果を、委員会で検証の上、実施圏域に今後採るべき方向を示すためにフィードバックするということを繰り返しながら、都道府県等内の望ましい支援体制の在り方について検討し、都道府県等内の全域に対してその成果を波及させることを目指す。

(ウ) 理解の促進の実施

各都道府県等の住民に発達障害の理解促進のための小冊子の作成、セミナー等を実施する。

ウ 留意事項等

国庫補助対象とする期間は原則として、3年以内とする。

実施主体である都道府県等は、本事業の毎年度の実施状況について、別に定める様式により翌年度4月末日までに、厚生労働大臣あて提出すること。

(2) 圏域支援体制整備事業

ア 趣旨

都道府県等内の圏域における乳幼児期から成人期まで一貫した、発達障害者

の支援体制の整備を図るため、都道府県等が指定した1圏域で次に掲げる支援等をモデル的に行うものであるが、その成果を他圏域に波及させることを目的とする。

具体的には、発達障害者に対するライフステージに応じた一貫した支援を的確に行うため、発達障害支援コーディネーターを中心に、当事者や保護者が日常的に利用可能な、身近にある保健所、保育所、学校、福祉事務所、関係施設、ハローワーク等の関係者が連携し、個々の発達障害の状態に応じたきめ細かな個別の支援計画を作成の上、必要な支援を行うものである。

イ 実施内容

(ア) 連絡調整会議の設置

発達障害についての連絡調整や適切な情報の伝達、権利擁護を推進するとともに、(イ)の個別の支援計画の作成のため、指定された圏域に連絡調整会議を設置する。

連絡調整会議では、発達障害支援コーディネーターが中心となり、医療、保健、福祉、教育及び労働の関係部局・機関等の関係者を集めて、発達障害児(者)の個別の支援計画を作成するためのチームを作る。

なお、文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」の「特別支援連携協議会」と連携を図ることとする。

(イ) 個別の支援計画の作成

連絡調整会議では、圏域内の発達障害児(者)について、当事者や保護者の了解を得て、個別の支援計画を作成する。

個別の支援計画の作成に当たっては、実態とニーズの把握や、現在活用可能な社会資源の調整を行い、将来の目標を掲げた上で行うものとし、状況の変化等に応じて適宜、適切にフォローアップやモニタリングを行うとともに、個別の支援計画の評価、見直し等を行うこととする。

(ウ) 発達障害支援コーディネーターの配置

発達障害児(者)及び保護者の相談に応じるとともに、(ア)、(イ)に掲げた事項を実施するため、社会福祉士又は臨床心理士等で、自閉症児(者)に対する支援について相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と都道府県等が認める者を、コーディネーターとして1名以上専従で配置することとするが、既存の相談支援事業や施設に係る日常業務に従事することのないようにすること。

発達障害支援コーディネーターは、相談支援及び圏域における連絡調整会議

を開催し、各関係機関等のネットワークの中で、発達障害者の援助プログラムを合議の上作成することとする。

また、相談支援の実施に当たっては、地域における親の会などの連携や協力の下、実施されたい。

なお、本事業のコーディネーターは、教育委員会の指導主事や学校内に位置づけられている「特別支援教育コーディネーター」との連携を密にし、地域の発達障害児（者）の情報収集に努めるとともに、支援に関する情報の取り扱いには十分注意すること。

(エ) 関係者の研修等の実施

福祉及び教育関係機関の職員等を対象とした研修等により、発達障害者支援に関する専門性のアップ及び質の向上を図ることとする。

また、発達障害者は、犯罪等の被害や消費者としてのトラブルに巻き込まれることがあり、関係者の理解を得るため、警察や司法関係者を講師とすることなども検討されたい。

ウ 発達障害者支援センターとの関係

本事業はより身近な圏域で支援体制の整備をモデル的に行うものであるが、実施に当たっては、発達障害者支援センターと連携するとともに、発達障害者支援センターと当該圏域との役割を明確にし、発達障害者支援センターが都道府県域全体を範囲とする中核的な専門機関としての機能を発揮できるよう努めること。

エ 留意事項等

国庫補助対象とする期間は原則として、3年以内とする。

(3) 発達・相談支援等モデル事業

ア 趣旨

障害児通園施設、障害児デイサービス等、障害児に対する療育の技術や経験のある施設や事業所に臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士等を配置し、受託施設の職員や地域にある諸機関（保健センター、児童相談所、保育所、学校等）の職員の協力の下、在宅の自閉症等発達障害のある児童（必要に応じて者も含む。）の診断・評価、発達支援等を実施して、当該児童が地域生活を円滑に送れるようにするための援助をモデル的に実施する。

なお、原則として、モデル事業の対象となる児童としては、障害児通園施設などを利用している（措置を受けている）児は除外する。

イ 実施内容（例示）

本モデル事業については、先駆的な事業として、その成果を広く全国に普及できるものを対象とすることとし、例えば、以下のような内容の事業が考えられる。

（ア）診断・検査機能

医師および臨床心理士が担当する。

自閉症等の障害が疑われる児童に対して、諸検査を実施して障害名や障害の程度を確定するとともに、保護者や本人に伝達・説明し、障害への理解と受容を促す。必要に応じて、児童が日常的に通う場所（保育所、学校等）に出向いて観察・評価も行う。保護者の了解の下で、学校や保育所等の諸機関に対して情報を提供する。

（イ）発達支援

臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、保育士等が担当する。

自閉症児等がもつコミュニケーションやソーシャルスキルの障害、感覚や協調運動の障害等に対して、通園による個別・グループ指導や訪問・職員派遣による保健センター・保育所・学校等への施設支援を通して改善を図る。

a 通園による指導（受託施設に定期的に通園させて指導する）

（a）個別指導

感覚統合療法や言語指導などを個別的に提供するとともに、保護者へのカウンセリングやペアレントトレーニングなども必要に応じて実施する。

また、本人への情報提供（告知）やカウンセリングも主要な業務とする。

（b）グループ指導

グループによる指導は、自閉症児等がもつコミュニケーションや社会性の障害に対して効果的であると考えられる。対象児の年齢、発達レベルなどを考慮して適切な小グループを構成し、ソーシャルスキルトレーニング等の指導を実施する。

b 職員派遣による指導

家庭・保育所・学校等、児童が日常的に過ごす場所に職員が出向き、担当職員に情報提供するとともに担当職員と協力して、日常活動が円滑に進められるように支援する。また、何らかの事情で通園することが困難な児童に対しては、保健センターや公民館等の施設を利用して指導を実施することも考

慮する。

ウ 発達障害者支援センターとの関係

本事業では、地域に密着して発達障害児の成育を保障し、成人期の生活に必要な生活技術を付与することを目的とするが、発達障害者支援センターの機能を補完するとともに、必要に応じ、発達障害者支援センターに専門的な見地からの意見を聞くものとする。

エ 留意事項等

都道府県は、実施市町村を指定するに際しては、管内のニーズ等を勘案した上で、積極的な事業展開が期待される市町村とするよう努めること。

圏域支援体制整備事業と同一の市町村が実施することも可能であり、その場合には、コーディネーター等との連携を密にし、相乗効果が得られるよう工夫すること。

なお、国庫補助対象とする期間は原則として、3年以内とする。

4 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県等支援体制整備事業は都道府県等、圏域支援体制整備事業及び発達・相談支援等モデル事業は指定都市又は市町村が支弁するものとする。

5 経費の補助

国及び都道府県の補助については、別に定めるところによる。

都道府県等支援体制整備事業

実施か所：60都道府県・指定都市
単価：1か所当たり 1,035千円
負担割合：国 1/2、都道府県 1/2
国 1/2、指定都市 1/2

圏域支援体制整備事業

実施か所：60圏域
単価：1か所当たり 5,533千円
負担割合：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4
国 1/2、指定都市 1/2

発達・相談支援等モデル事業

実施か所：10か所程度

単価：1モデル事業あたり 10,000千円

負担割合：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

国 1/2、指定都市 1/2

事業を実施する圏域の指定は各都道府県等で行うことになるので、準備を進めていただきたい。

(3) 自閉症・発達障害支援センター運営事業

自閉症・発達障害支援センターについては、発達障害者支援法において「発達障害者支援センター」として位置付けられたところである。

発達障害者支援法においては、「発達障害」の定義として、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」とされたところであり、従来、対象としていた範囲に加え、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害についても、支援の対象としていくことになる。

したがって、これまで自閉症・発達障害支援センターとして取り組んできたところについても、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害への対応に係る体制等について検討をお願いしたい。

また、発達障害者支援センターについては、新エンゼルプランに代わる新たなプラン(子ども・子育て応援プラン)の中で、設置か所数を19年度までに60カ所とする目標を盛り込むなど、全都道府県・指定都市に計画的に整備していくこととしたところであり、17年度予算(案)においては、16か所増の36か所を計上したところである。未設置の都道府県・指定都市においては事業実施について具体的に検討されたい。

さらに、(2)の発達障害者支援体制整備事業において、より身近な圏域で支援体制の整備をモデル的に行うことにしているところであるが、センターと当該圏域との役割を明確にし、センターが都道府県域全体を範囲とする中核的な専門機関としての機能を発揮できるよう努められたい。

4 障害者の生活支援について

(1) 障害者地域生活推進特別モデル事業の見直しについて

障害者地域生活推進特別モデル事業は、地域生活移行事業と地域生活支援ステップアップ事業の2つの事業内事業により構成されているところであるが、平成17年度においては、地域生活支援ステップアップ事業を、今回の制度改正に資する形で見直しを行うこととしている。

具体的には、新制度への移行を念頭において、相談支援事業の機能強化の観点から、以下の2種類のいずれかに該当する市町村について優先採択することとしている。

地域生活支援ステップアップ事業の見直し案の概要

(1か所あたり事業費 6,000千円)

- 1型 相談支援事業所が存在していないところの立ち上げ支援、ないしは発展段階の低いところ(1又は2)が、従来のステップアップの枠組みで実施する場合。
- 2型 新制度下で相談支援事業者に期待される以下のいずれかの事業を行うとともに、併せてサービス調整会議の開催、市町村の支給決定事務の一部(障害者の心身の状態等のアセスメント等)を実施する場合。
 - ① 3障害又は2障害共通の相談窓口を設ける。
 - ② 年齢を問わないワンストップの窓口を実現するため、地域包括支援センターや在宅介護支援センターと一体的な相談窓口を設ける。
 - ③ 居住サポート事業や権利擁護関連事業を実施する。

上記の2類型については、17年度のみ採択とする。都道府県・指定都市・中核市で各1か所実施可能とするようにし、実施市町村で上記の事業内容を評価することとする。

なお、現行の地域生活移行事業は、16年度からの継続分のみ採択とし、17年度新規での採択は行わないこととする。(1か所あたり事業費 9,000千円)

(2) 障害者自立支援等総合推進事業等について

平成16年度より障害者自立支援・社会参加総合推進事業の中で、障害者自立支援等総合推進事業及び市町村障害者自立支援等推進事業が実施され、施設外授産の活用による就職促進事業、訪問入浴サービス事業、更生訓練費・施設入居者就職支度金給付事業等がメニュー事業とされているところであるが、これらの事業に係る17年度の負担割合や補助方式については、16年度と変更はしない予定であるので、あらかじめ了知願いたい。

(3) 知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー）について

地域で生活する知的障害者の相談に応じ助言等を与えるなど、地域生活に必要な支援を行う知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー）については、地域から施設へという流れの中で重要な事業であり、平成17年度予算（案）においては、対前年度同数の166か所を確保したところである。したがって、本事業の平成17年度における新規承認は行わないのでご了承願いたい。

地域で生活する知的障害者が安全で快適な生活を送ることができるよう、すでに本事業を実施している都道府県・指定都市・中核市においては、一層の支援内容の充実をお願いしたい。

(4) 知的障害者に対するサービス利用の支援について

① 成年後見制度利用支援事業

平成15年4月から施行している支援費制度は、利用者が事業者を選択し、契約によって、サービスを利用する仕組みであることから、本人の意思に基づく利用契約に対する支援が重要である。

このため、都道府県、市町村においては、本人の意思により契約を締結できるよう、11年度から実施している地域福祉権利擁護事業（社会・援護局所管）について一層の普及をお願いするとともに、判断能力が不十分な知的障害者に係る成年後見制度の活用について、文章にはふりがなを振り、わかりやすい表記をしたパンフレットの配布や少人数を対象とした説明会の開催等、知的障害者に配慮した取り組みと同時に関係機関、障害者団体等に対し周知を図られたい。

なお、国においては、成年後見制度の利用による支援の充実を図るため、「介護

予防・地域支え合い事業」(老健局所管)のメニュー事業の一つである「成年後見制度利用支援事業」の対象に、14年度より「知的障害者」を追加し、知的障害者が市町村長の申し立てにより成年後見制度を利用する場合(知的障害者福祉法第27条の3)に、その手続きや後見活動に係る費用等について補助を行っているところである。

本事業の実施状況を見ると、平成14年4月1日現在で342市町村(10.6%)、平成15年4月1日現在で551市町村(17.1%)、平成16年4月1日現在で616市町村(19.7%)となっているが、今後とも成年後見制度利用促進のための広報・普及に努め、制度の利用に係る経費の助成について周知を図りたい。

② 療育手帳により受けられるサービス内容の周知

療育手帳により旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引等の援助措置を受けられることとされているが、都道府県等においては、少なくとも療育手帳を交付する際に知的障害者向けのサービスについて、都道府県等でそれぞれの実情に応じて行われるサービス内容を含めて記載した小冊子を配布し、文章にはふりがなを振り、わかりやすい表記をすること等により、多くの機会において、サービス内容について理解しやすい工夫を行うなど、特段の配慮をお願いしたい。